

福岡県特定最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示 福岡労働局一般公示第5号

福岡地方最低賃金審議会は、下記の最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、福岡県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、意見を述べようとする者は、その意見を記載した文書を令和2年9月8日までに、福岡地方最低賃金審議会（福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡労働局労働基準部監督課賃金室内）あて提出されたい。

令和2年8月18日

福岡労働局長 伊藤 正史

記

- 1 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第2号）
- 2 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第6号）
- 3 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第4号）
- 4 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第5号）
- 5 福岡県自動車（新車）小売業最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第3号）